

藤井高尚の鈴屋訪問

岩 田 隆

人文社会教室
(1974年9月11日受理)

Takanao's Visit to 'Suzunoya'

Takashi IWATA

Department of Humanities
(Received September 11, 1974)

Fujii Takanao (1764-1840) was a talented disciple under Motoori Norinaga's (1730-1801) tuition. As is known well, he inherited and made flourish what his master had been studying about classical Japanese literature.

There has been a traditional view that he paid his first visit to his master in the 5th year of Kansei (1793). However recently two or three scholars have expressed their different views about the year of his visit. Contacting with these views newly issued, I cannot but point to the imperfectness of their views. As a result of my accurate study of historical evidence and data, I believe that I can give the Kansei-Fifth-Year-Visit a firm ground, refusing their opposite views depending only on their own prejudice.

I am convinced that according to my opinion about the Year of Takanao's Visit, the relationship between the master and the disciple which has been obscure, and many other items have been made clear.

1 緒 言

ここに一通の書簡がある。本居宣長（享保十五1730—享和元1801）が門人藤井高尚（明和元1764—天保十一1840）に宛てたものである。次にそれを掲げる。

御状相達致拝見候、此節漸春暖相成申候、愈御安全御入被成候哉、承度奉存候、愚老無事罷在候、乍慮外御安念可被下候、誠に去年は御出、始て得貴意致大慶候、其後も御状被下候へ共、何角多事に取紛、御返事も不申、御無音申候、

一、源氏物語御疑問并御詠草、此度致加筆返進申候、御文章大分宜候て、感心不斜候、随分御出精可被成候、

一、年始為御祝義金百疋御恵贈、被入御念候御義、忝致祝納候、

一、京都へ書状出候所、御書付被遣、致承知候、

一、御文章之内に土岐周輔¹⁾へ御贈り被成候消息有之候、此人はいよいよ無事に候哉、右御消息之返事は参り候哉、様子承度候、

先は右御返事得貴意度、如斯御座候、尚期後信、紛冗草々、恐惶謹言、

三月六日

藤井小膳様

宣長

尚々、古事記伝第三帙いまだ出来致不申候、当年中には出来可申哉と存候、呉々追々御出精可被下候、以上、〔南天荘絵葉書解説三〕²⁾

この書簡について、奥山本の注に、

井上通泰氏は「藤井小膳高尚が宣長の門に入ったのは、寛政五年であるから、此書状は同六年に始めて高尚に贈ったのである。」³⁾と居られる。

と、井上通泰の説を紹介すると共に、この井上説に疑問を挟んで、「付記」として、

古事記伝第三帙（六冊）の刊行は寛政九年五月であ

る。而してこの書簡はその前年のやうに思はれるから或は寛政八年のものではなからうか。と、井上通泰の寛政六年説に対して寛政八年説を提出せられた。而して最近、大久保正氏は積極的にこの奥山説を支持発展せしめられて、(イ) 当該書簡の年次を奥山説同様に寛政八年とし、(ロ) 高尚の鈴屋初訪問の時期を寛政七年の夏とし、(ハ) 『源注答問二』の成立を寛政九年と推定せられた。³⁾ また全く別の角度から、庵途巖氏の宣長と高尚の交渉に関する精細な論考が提出されており、⁴⁾ 這般の諸問題についての意見は、未だ必ずしも一致を見ていないと言つてよいと思う。

筆者は偶々宣長書簡の調査に関係して、この書簡の年次推定の必要に迫られ、改めて先学諸家の説に親しく接する機を得た。而して結論的には寛政六年とする井上説に左袒するものの、立論の方法その他について諸先学何れとも意見を異にする者である。以下その事由を陳べさせて頂くと共に、卑見の一端を呈示して、博雅の叱正を仰ぐこととしたい。

2 「神の御蔭の日記」の記事

高尚の著述に「神の御蔭の日記」⁵⁾と題する旅日記上下二巻がある。内容は高尚が、將軍家(家斉)への新年の賀詞言上と吉田家を介しての官位受領(コノ年高尚始メテ「長門守」=任ズ)を主目的して、江戸・京へ赴いたその旅の記録である。寛政十一年(高尚三十六歳)の一月十六日に備中国を發ち、同年五月廿日に帰るまでを記す旅行記は、題名に「日記」と冠する如く、日次を逐う詳細な記録性(文学性よりは)に一層の価値を認むべく思われる。以下此書を単に『日記』と略称する。

ところで、この『日記』は高尚の著述の一として、それ自体意味あるものだが、高尚の伝記を考える上で特に貴重である。即ち当面の課題である宣長との交渉に関しても、この『日記』中に見える鈴屋訪問(第二次)の記事は極めて示唆に富むものがある。而して夙く、井上通泰は「藤井高尚伝」⁶⁾において、この『日記』の記事に触れ、

始メテ宣長=逢ヒシハ鈴屋門人録=ヨレバ寛政五年ナルベキニ神の御蔭の日記(寛政十一年)ノ中=松坂=ユキテ宣長=逢ヒシ条=

八とせ経て再たいめたまはることうれしともうれしトアルハイブカシ

寛政十一年五月八日從五位下=叙セラレ長門守=任ゼラル

叙任ノ事ハクハシク神の御蔭の日記=見エタリ

と、『日記』中の記事との齟齬?を疑っている。しかしこれによって、井上が寛政五年の高尚鈴屋初訪問説を改

めたわけではない。確かに井上は、明治三十三年発行「帝文学」第六巻に紹介した「藤井高尚の消息」⁷⁾の解説で、同じく『日記』の「八とせ経て」を指摘して、

始めて宣長にあひしは(即此消息を書きしは)寛政三四年高尚二十八九歳宣長六十二三歳の比なるべきかと推測してはいる。しかし、この文章を後年「南天莊雑筆」に再録するに際して、

追考、寛政五年高尚三十歳の時ならむと訂正していることを知る。また「古今集新釈」(明治四十四年三月刊)に、先の「藤井高尚伝」と共に添えた「藤井高尚年譜」寛政五年の条に、

京ヲ経テ伊勢ニ遊ビ本居宣長ノ門ニ入ル

と記していることや、前掲宣長書簡の年次を寛政六年と推定していることなどを考え合わせると、井上は『日記』の記事を一往疑いはしたが、高尚の寛政五年鈴屋初訪問並びに入門説を訂正するには到らなかったものと見てよいと思われる。

然るに庵途氏は、前引の論文⁸⁾において、

さて、問題は、さきに井上博士も疑問として挙げられた「八年経て再び対面」というにある。寛政十一年三月七日に八年ぶりに再会とあれば、前回は寛政三年でなければならぬ。このような詳細な道の記は到底後年記憶に頼って書かれたものとは思われず、しかも他ならずこのような歎びと畏まりを以て誌した記事に錯誤のある可能性はきわめて低い。さすれば、高尚が寛政三年と寛政十一年に宣長に会い、その間には面晤の機はなかったことは先ず信じてよからう。ただここで注意しておかねばならぬことは、寛政三年が必ずしも初対面を意味するものではないことと、対面即ち入門を意味するわけではないこととである。前の点に関して言えば、寛政三年以前にも会う機会があり、入門もしていた可能性があるということであり、後の点について言えば、寛政三年に対面し、寛政五年に誓詞を送って入門することも十分考えうることになる。ことに、後の考えは、従来の寛政五年入門説との矛盾を解く上にきわめて魅力的である。(p. 34)

と言う極めてユニークな論を展開せられており、結論的には宣長と高尚の出会いを安永六年に求めようとしておられるようである。筆者はこの庵途氏の見解に対して、幾つかの疑問を有ち、特にその結論に対しては全面的に否定的立場に立つものであるが、今ここでその一々については述べない。この小稿の以下の記述が、自らその批判と解答になるであろうと考えるからである。ただし、同氏の対面と入門の時期を分けて考えようとする見解は、その推定年次を異にするものの、大久保氏の説にも共通していることは興味深い。

さてここで、『日記』中から、抄くとも筆者には頗る

興味のある、一節を紹介しておきたい。(諸家何れも言及せられないのは聊か不審である。)

〔一月廿七日〕(清洲から)名護屋の里にいたる。此里は天の下申玉ふおとゞの君の御うがらの殿のしり玉ふ所にしあれば、ことわりにいとひろし。(中略)さて広小路といふまちに、植松有信字を忠兵衛といふ人あり。此人は鈴屋の翁のをしへの子にて、おのれとはおなじまなびのはらからなるに、八とせさきに鈴屋にてかたらひしこともありて、したしき友だちなれば、その家をたづねてたちよりぬ。年頃のものがたりかきくづすほどもなく出てゆくに、あるじなごりをしみて、云々(上巻十九丁)

と、植松有信を訪れていることが分る。而して文中に、「(有信と)八とせさきに鈴屋にてかたらひしこともありて」とあるのは、一層の注意を引く。即ち、高尚が鈴屋初訪問の折、松坂で両者は親しく交渉を有っていたことが知られるからである。

ところで、上引の箇所にも「八とせさきに」高尚が鈴屋を訪れたとある記事について、私見を述べる。此『日記』の記述の信憑性について、庵湊氏が上引の如く「記事に錯誤のある可能性はきわめて低い。」とされるのは、筆者も全く同感である。しかしだからと言って、「八とせ」を直ちに実数としての「八年」と解すべきだ、と言うことにはならない、とするのが筆者の意見である。むしろ、記述の正確さとは無関係に、この『日記』中の二箇所の「八とせ」は、漠然と「多年」の意を込めた、言わば文学的用法と見るべきだと思う。

「八」に「多くの」の意のあることは、古事記の「八雲の」歌を挙げるまでもなく、例えば万葉にも「荒雄らは妻子の産業をば思はずる年の八歳を待てど来まきぬ」⁹⁾などがある。文章家を以て自ら任じた高尚が、かかる用法を脳裡において記したと推測するのは、必ずしも不自然ではなからう。もしかく解するのを妥当とすれば、この「八とせ」を論証の根拠とするのは、全くその意味を失ってしまうことになるのである。無遠慮な付度が許されれば、井上通泰が遂に寛政五年初訪問説を変えなかったこと、また大久保氏がこの記事に一顧も与えられていないことなどは、或はかかる事情に因るのではなからうかとも思う。

ついでに、いささか傍証ともなれかしと、当時「八とせ」を「多年」の意として用いた例を掲げておく。石塚竜万呂が本居大平に与えた長歌の一節である。

あらたまの年の八とせを あひ見すて、云々。¹⁰⁾

3 古事記伝第三帙の刊行経緯

当該書簡の「尚々」以下の「古事記伝第三帙いまだ出

来致不申候、当年中には出来可申哉と存候」という文面に着目して、この書簡の年次を推定した奥山・大久保両氏の説について考えてみることにする。

記伝の刊行については、第一帙(巻一～巻五、五冊)が寛政二年九月、第二帙(巻六～巻十一、六冊)が寛政四年閏二月、第三帙(巻十二～巻十七、六冊)が寛政九年五月である。¹¹⁾これを見ると、第一、第二帙の刊行は極めて順調で、このペースで進捗すれば、第三帙は寛政六年に刊行されていてもいいことになる。事実第三帙の巻十二・巻十三は寛政三年四月に、巻十四は同五年九月に「板下名古屋へ遣ス」¹²⁾とあり、宣長側の作業は概ね順調に推移していたことが分る。しかも実際には遥かに遅れて寛政九年五月に第三帙は刊行されているのである。

一般に出版というものは、当初の予定見込みよりも遅れがちであり、実際の刊行との間にズレを生じることは現代でもよく見聞するところである。まして現代よりも出版事情の格段に困難であった当時、出版の遅延はさして怪しむに当たらないと思う。そこで当面の課題に立ちかえてみると、実際の刊行時を基準として推定説を構成することには、相当な危険を伴うとすべきである。むしろ可能な限り、その刊行時までの出版経緯を辿ることによって、そこにこそ論拠を求めべきではないか、少くともそれ相応の配慮は不可欠の要件であろうと思う。よって以下、主として宣長書簡を素材として、第三帙刊行の過程を探ってみることにする。特に断らない限り、宣長書簡の引用は、奥山宇七編「本居宣長翁書簡集」による。

まず、記伝第二帙刊行から見て行く。

○寛政四年閏二月廿八日、横井千秋宛(p. 119)

一、記伝第二帙、摺本出来仕候ニ付、此度清浄本式部外に三部、都合五部被贈下、千万辱拜受仕候、先以第二帙無滞出来仕候段、扱々大慶難申候、

これは、記伝第二帙刊行直後の書簡である。ただし、一般への売本が松坂の書店に届いたのは六月である。

○寛政四年六月五日、横井千秋宛(p. 124)

一、古事記伝第二帙、此方何れも甚待兼罷在候処、漸昨日植松より当地書林へさし越し、大慶仕候、なお同書簡中に、「記伝第十九巻之内、一所彫直し申度義、別紙ニ相認上申候、植松へ被仰付被下度奉希候、云々」とあるのは注意せられる。宣長没後約二十年後の文政五年の刊行にかかる巻十九が、この時点で既に校正刷の段階にあったことを意味するからである。

ところが、次に掲げる一節によれば、第三帙の刊行には既に翳りが見えはじめていることが知られる。

○寛政五年正月十四日、横井千秋宛¹³⁾

一、記伝之義、旧冬中ニ中巻終業仕候而、卅四巻ニ相成申候、下巻ハ短ク御座候へハ、もはや心易く、先ツ

中巻終申候而大悦仕候、乍憚御歎可被成下候、此書ハ私生涯ニ何とそ全部終業仕度、夫故別而骨を折、さし急キ申候義ニ御座候、扱夫ニ付、此書彫刻之義、第二帙迄ハ御蔭ニ而出来仕、甚以大悦仕候御事、尚又第三帙メノ義ハ、先達而分而被御下候御義、承知仕罷在候ニ付、暫御延引之段、随分御尤之御義、此上いさゝかも御如在ハ被為在間敷御事ニハ奉存候へ共、其後暫ク間も有之候御事ニ御座候へハ、当春ハ第三帙メ彫刻ニ御かゝらせ被下候義ハ、相成申間敷哉、第三帙ニ而上巻神代ノ分終リ申候義ニ御座候へハ、第三帙ノ義ハ何とそ早く出来仕候様、其跡ハ先ともかくも、神代ノ分ハ少しも早く揃へ申度、明暮念願仕候義ニ御座候、近年此書世間へ出し申候ニ付、別而古学も起り申候様ニ奉存候へハ、別而第三帙をいそき奉存候御事ニ御座候、此段何とそ御勘弁奉願候、全ク御如在ハ被為在間敷、貴公様も右御前ニ被思召可被下段ハ、兼々奉推察罷在候へ共、尚又分而申上候也、

記伝第三帙刊行にやや頓挫を来たしたことに對して、宣長が執念にも似た悲願を吐露した文章として、読む者の胸をうつものがある。この年四月、上京の帰途態々彦根から名古屋にまわり、約十日間滞在していることも、上の記伝刊行と必ずしも無関係ではないかも知れぬ。(詳しくは『結びすてたる枕の草葉』等参照)

かく宣長の懇請が效を奏したのか、第三帙刊行の作業が続行せられることになったようである。

○寛政五年十一月十一日、横井千秋宛 (p. 148)

一、記伝十四ノ巻板下ノ内、所々誤有之候分、御改正被下候由、忝奉存候、

○寛政六年正月十日、横井千秋宛 (p. 149)

一、記伝十五巻大方板下出来仕候、今少し残り申候、当月中には出来申候、乍去彫刻方急キ申候趣に相聞え申候故、此度まづ五十丁迄差上申候間、御落手可被成候、残りは近々跡よりさし上可申候、

○寛政六年三月七日、植松有信宛 (p. 152)

一、記伝十二、十三、十四大方出来ニ而、先頃横井氏より摺本被差越、致大慶候、右之内十二、十四今少し残り申候分も、何とぞ近々出来、そろひ御越シ被下候様ニいたし度、呉々奉願候、十五ノ巻板下も、先頃横井へ不残遣し申候、定而御受取被下候半と奉存候、この有信宛書簡の前日(三月六日)の日付をもつのが、今論議している高尚宛書簡である。この時点で於て、宣長が「(第三帙が)当年中には出来可申哉と存候」と報じたとしても、決して不自然だとは言えないであろう。今しばらく記伝の記事を眺めてみよう。

○寛政六年三月十八日、栗田土満宛 (p. 155)

一、古事記伝仁徳段ノ初第卅五巻迄出来申候、彫刻も第十四迄出来申候、今三冊に而、第三帙神代之分そろ

ひ申候、

三月末、宣長は最後の名古屋行講釈に出向いて、四月廿六日に帰着している。第一回の寛政元年、第二回の寛政四年、第三回の寛政五年と合わせて、都合四回名古屋で講筵を開いたことになる。

○寛政六年五月朔日、植松有信宛 (p. 159)

一、古事記伝十六ノ巻板下、今少シニ而一冊揃申候間、近々そろひ次第、跡よりさし遣可申候、

○寛政六年五月十八日、植松有信宛 (p. 159)

一、古事記伝十六の巻、板下揃ひ申候故、此度横井氏へ向ケ遣申候間御落手可被下候、

と、作業は順調に進んでいる如くである。ところが、

○寛政七年正月八日、植松有信宛 (p. 178)

一、記伝十五之巻板下、大方出来申候、近日横井氏へむけさし遣し可申候、

とあるのは聊か訝しい。前引寛政六年三月七日付書簡に言う「十五ノ巻板下も、先頃横井へ不残遣し申候」と、うまく打ち合わないからである。暫く存疑とする。

○寛政七年五月十五日、村田春海宛 (p. 202)

一、古事記伝第三帙彫刻、今少シニ相成、未成り不申候、然共大方当秋頃迄ニハ出来可仕候間、暫御待可被下候、

と言う文面は注意せられる。寛政七年夏の時点で、その秋には刊行されるであろうと報じているのである。然るに現実には、翌々年の寛政九年五月の刊行であること、初めに述べた通りである。

かく見るとき、寛政六年以降宣長が第三帙刊行の一日も早いのを願っていたことは勿論ながら、その刊行が程近いと予想していたことは疑い得ないと思う。ただその予想が、諸種の事情から荏苒日を重ねて、中々実現を見るに到らなかったと解すべきであろう。従って、大久保氏が、

宣長自筆の『伝板出来之覚』によれば、宣長が『古事記伝』第三帙六冊の板下を渡したのが寛政七年五月であり、校合を了えたのが寛政八年五月であるから、右の書簡に云う「尚々古事記伝第三帙いまだ出来致不申候」云々は、奥山宇七の言通り、寛政六年では早きに過ぎ、寛政八年と見るのが妥当である。¹⁴⁾

とされるのは、一見合理的で疑問の余地がないようでありながら、必ずしも妥当な見解として承服し得ないのである。よって、同氏が上の引用に続けて、

とすれば、高尚がはじめて松坂を訪れて宣長と会ったのは入門の時ではなく、入門後二年を経た寛政七年であったと考えられる。

とされる、高尚の寛政七年鈴屋初訪問説も亦、その論拠を失うことになるのである。なお蛇足ながら、第三帙刊行迄の経緯を示す記事を掲げて参考とする。

○寛政七年八月十一日、長瀬真幸宛 (p. 210)

一、古事記伝草稿は、第三十七迄出来、仁徳天皇段終申候、板本は第三帙未出来不申候、

○寛政七年十二月十二日、植松有信宛 (p. 223)

一、古事記伝十七迄、不残彫刻出来申候由、扱々大慶不過之候、

○寛政八年正月八日、植松有信宛 (p. 226)

一、記伝十七ノ巻迄不残彫刻出来之由、扱々大慶不過之、校合すり参り次第、追々校合いたし進可申候、

○寛政八年八月廿一日、川村正雄宛 (p. 247)

一、植松も上京被致候由、留守桜山弥与三郎子より書状参り、古事記伝四冊校合摺被差越候、右随=致落手候旨、乍慮外御達シ可被下候、

○寛政八年九月廿五日、植松有信宛 (p. 251)

一、古事記伝校合相済、此度四冊并三大考共、大平方ニ有之候箱=入、さし遣し申候、御落手可被成候、

○寛政九年七月八日、植松有信宛 (p. 264)

一、古事記伝三帙メ、先五拾部御摺被成候由、右ハ千秋主より、可被差越候へ共、暫間も御坐可有哉=付、先御内はニ而一部御越し被下、致落手、致一見候処、宜出来、扱々大慶不尠候、先以神代ノ分相揃、別而大悦仕候、千秋主よりハ、いまだ参不申候、

4 「遍照寺月次歌集」(第六帖)の記述

以上、高尚の鈴屋初訪問並びに当該書簡の年次について、諸家の主張せられる主要な論拠を検討して、それらの何れにも賛同し得ない旨を述べて来た。而して結果的には、井上通泰の寛政六年説に回歸することに終った。それゆえ、井上説の批判として構築せられた諸家の説に対して、これ以上幾つかの問題点を指摘して、それらが必ずしも十全な論拠となり得ないと言っても、当方から積極的な証拠を提出し得ない限り、それは水かけ論的批判に終る可能性が強い。そこで筆者は、諸家に対する細かな批判説の一切と、当該書簡に対する自分なりの解釈とを、一先ず底版に蔵めて、確実な証拠たるべきものを求めてあたら限りの搜索を試みた。

ところが、全く僥倖なことに此の問題を一挙に解決すべき新事実の発見という幸運に恵まれたのである。それは宣長歌学の母胎の一つとも言うべき遍照寺歌会の記録である「遍照寺月次歌集、第六帖」¹⁵⁾一冊である。表紙右肩に「元明七年丁未正月」と記してあり、内容は天明七年、天明八年、寛政元年、寛政二年、寛政三年、寛政四年、寛政五年、寛政六年、寛政七年、寛政八年、寛政九年(一部寛政十年を含む)にわたる、同寺での歌会その他の記録である。而して、そこに正しく高尚が初めて鈴屋に遊んだ時の詠二首が録されているのである。即

ち、

同書寛政五年癸丑の条に、

五月十一日兼題

池五月雨

宣長¹⁶⁾

晴やらぬいけの心のいふせさも濁るにみゆる五月雨のころ

大平

池の面ははすのうき葉もうきはにて浪そ玉しく五月雨の頃

〔尾張国和屋之人、植松忠兵衛〕有信

五月雨に池のみかさも増りけり岸のまこもの見えぬはかりに

〔吉備津宮杜家、藤井小膳〕高尚

池水のあやめの末葉浪こえて玉にもまかふ五月雨のころ

常岳

真菰くさいつかりぬらむ池水に葉末もみえぬさみたれの頃

同日探題

待郭公

有信

子規まつよあまたになりにけり忍ぶ初音のきかまほしさに

杜郭公

大平

立きたる袖をはいはしほとゝきす声もゝりくる杜のした露

山家郭公

朝頭

一声になほ夢さます郭公寝ぬよかちなる山住のいほ

遠郭公

直道

それそともきゝこそわかね時鳥雲みはるかにすくゝこゑ

月前郭公

中庸

ふくるまてまちつるかひは有明の月に鳴なる山ほとゝきす

雨後郭公

常秋

笠とりの山ほとゝきすいかなれは雨の晴間を待てなくらむ

寝覚郭公

高蔭

子規夢かうつゝかゝこゑにはかなく明るしののめのそら

旅郭公

春庭

杜鵑都の夢にかへてまつ旅ねとするやよはの一こゑ

早苗

光保

小山田の千町のさなへ長き日に手もたゆぎ迄とれとつきせず

野夏草

有行

いかにせむ分ゆくかたも夏草の露さへふかき野への通路

夏月

高尚

槇の戸をさゝてぬる夜のすゝしきにかたふく月の枕と
ふかせ

江瑩

宣長

影みかく玉江のこもをおのかとしてしめてやすたくよは
の螢も

夕立

常岳

むら雲のかゝるとみれは葛城や程なくすくる夕立の雨
とある。

かくて寛政五年五月十一日の遍照寺歌会に、高尚が列席して、宣長はじめ鈴屋一人の人々と歌を詠み交わしていることは、全く動かない事実として承認されねばならない。加うるに、有信もまた同席していることは、『日記』中の「此人は鈴屋の翁のをしへの子にて、おのれとはおなじまなびのはらからなるに、八とせさきに鈴の屋にてかたらひしこともありて、したしき友だちなれば」との記事ともピッタリと符合する。なお、有信・高尚両者の名前の頭に、簡単ながら生国と身分の注記の存するのは、この両名が遍照寺会においては初の訪客であったことを示唆するものと解してよからう。

よって、書簡に云う「誠に去年は御出、始て得貴意致大慶候」の「去年」は、正しく寛政五年のことで、この時宣長と高尚は始めて相会したのである。而してこの折高尚が鈴屋に入門したことや、将又上の遍照寺会に出席したことまで、高尚がこの松坂訪問から帰って程なく若林朴介に与えたという所謂「藤井高尚の消息」¹⁷⁾によって一層明らかとなる。

本居春庵、名宣長、号鈴屋、松坂三井の裏町に住居、松坂にもしばらく滞留、日々参候て国学専要之儀共論じ候て高論を承候、歌文章の儀は私多年ねり候所甚宜と被賞申、別に論もなく同心に御座候て、(中略)此先生〔宣長ノコト〕は人の論にも被附申、其論公にして真の古学者、真の神道家に御座候、感じ申候て此翁に隨身仕候、

とある最後の一文によって、寛政五年の鈴屋入門は「鈴屋門人録」記載の如く疑いないのである。またこの鈴屋訪問(同入門)のとき、大平と親密な交渉を有ったことは、この「消息」中に引続いて、

稻掛十介大平、業はとうふや也、本居翁の門人也、松坂町人、歌文章は好にてよほど宜、神道はなし、此人甚風流成は暁より起、屋迄家業をはたらき風より夜にかけて読書、本居門人にては指折の中也、至て入魂にいたし申候、

と。また上の文に次いで、

三井総十郎高蔭、本居翁門人、これも歌文章数寄也、大平よりはおとれり、この外松坂には町家家中とも本居翁の門人廿人計有之候、一日歌会有之出席いたし

なみな近付に成申候、しかし大平より外は一人も秀候者なく初学に御座候、大平とは入魂にいたしたがひに出精いたし候て翁の説をつぎ東西に古学をおこし可申と約をなし申候、

とある。上の「一日歌会有之出席いたし」と言うのは、恐らく遍照寺における五月十一日の歌会のことであろう。また両者初対面ながら、高尚は松坂滞留中に大平とは頗る相許すことになったこと、上の文章に見える通りである。だから『源注答問』第二冊¹⁸⁾瑩巻質疑で、

此巻ニハ、物語ノ評アル所、諸抄イヅレモカナヒガタクウタガハシキフシブシ多候ヘドモ、コレハ、オト、シノ夏、大平ガモトニテ見申候御撰ノ紫文要領ニ、御説詳ナリシヤウニ覚キ申候故、略シ申候、

とあるように、大平が『紫文要領』を高尚に見せたことは、格別不自然なことではない。また逆に、大平が『紫文要領』まで取り出して見せたことが、両者をして一層親密にしたとも考えられる。数年後『源氏物語玉の小櫛』の序を高尚が執筆することになった機縁は、すでにこの時に生じたとも言え言えなくもない。ともあれ、上文中の「オト、シノ夏」とは寛政五年の夏とすべきであるから、『源注答問二』の交わされたのは寛政七年と見なくてはならない。なお、高尚の源氏質疑について、清水宣昭に宛てた高尚書簡の一節が森繁夫氏によって紹介されている。¹⁹⁾

鈴屋翁へ源氏の疑問も、一ヶ年に一冊程は御加筆被下候事にて、十年を過候て十冊計りの疑問を迷候様の義ニ御座候、お互に世の中思ふ様に参候ものにては無御座候、何分にも此そへ櫛〔宣昭の稿玉小櫛そへ櫛〕一条は御待〔被〕下候様奉候候、

先の「遍照寺月次歌集(内)」の寛政六年の条には、この歌会の様子を漢文で叙した鈴木朗の記がある。

寛政六年五月十七日、余在伊勢、従本居先生及門下諸君之後、会于松坂之遍照寺、詠短歌也、寺在里之東北尽处、傍臨曠野、烟罩遠林、水浸禾田、一望景色、直接庭際、爽隴閑寂、尤宜雅集、里中善管絃者、常以雙日会此而作楽、蓋洋々乎也、是日至者、有中里君常岳、亦其一人云、集凡八人、人詠歌二首、人不至而歌至者二首、凡得歌一十八首、自日昃至暮乃散、所謂暢叙幽情、信可楽也、是日也、為諸君月会之定期、其在諸君、視為常事、以故多不至者、中間為笑語杯盤所奪、所作亦不多、独余以負笈羈客、適得一席席末、尋將還家而恨不能數繼也、興懷之感、於今既然、因請而録之積他日之思、帰而示之同志、亦足以誇余遊興也、

右、尾張鈴木朗、録歌序文附記於此、²⁰⁾

以って、歌会の状況を窺うに足るであろう。

5 寛政十一年の鈴屋再訪問

高尚が寛政十一年に再び鈴屋を訪れたこと周知であるが、未だ『日記』の錨刻を見ていないので、茲にその内容の一端を紹介して、蕪辞の欠を補うこととしたい。²¹⁾

六日、けふはとく松坂の里にいたらんと思ふに、いと
いとうれしく、たびの衣のなえばみたるながらに、い
たく見にくからぬにきかへなどして、たちいづ。ひだ
りのかたに見ゆる海はあこぎが浦なり、と人のをしへ
ければ、

ひく鯛のたびのみちとていそぐかなあこぎがうら
もよそに見やりて

午の時過る頃、松坂にいたる。稲掛大平のもとへは
しらせやりて、やどりのことどもかたらふに、かねて
せうそ文しても聞えおきつことにしあれば、はや
くさだめおきつとて、かうかうといひおこせたる、い
とうれし。大手まちといふまちなる長谷川惣次郎とい
ふ人の家になんありける。そこに行て、旅のよそひと
きすて、やがて鈴の屋の大人のものとまゐるに、
けふはこゝちあしくおはすよし、ずさのいへば、かく
まゐりきたるよし申てよ、と、いひて出て、大平のも
とにゆきてものがたりしてかへる。

七日、鈴の屋にまゐらんと思ふをりしも、此わたり
におはせしたよりとて、やどりをとひ来ませり。八とせ
へてふたゝびたいめたまはること、うれしともうれ
し。かへらせたまひければ、やがてかしこまりきこえ
がてらまゐりて、道のまなびのこと何くれととひ申て
かへりぬ。あすはともなる人のうちひとり国にかへす
とて、父君のもととはさらなり、こゝかしこに文やらん
とて、夜ふくるまでおきぬてかく。

八日、こゝちあしくてふしくらしぬ。よるになりて鈴
の屋にまゐり、何くれと申うけたまはりてかへる。

九日、稲掛氏をとひ、又ふみあき人かしは屋何がしが
もとに行て、うつしまきのふみども、人にあつらへて
うつさすること、かたらひてかへりぬ。こよひは鈴の
屋にて翁の君の源氏物語の若菜の巻かうさくしたまふ
よしなれば、おのれもまゐりてきく。

十日、やどに晝見てくらしつ。よるになれば、れいの
鈴の屋にまゐる。

十一日、けふは五十鈴の宮にまうでんとて、たちい
づ。」と言うことで、高尚は伊勢詣でに出かけ、その夜
は二見浦の角屋に泊る。翌十二日は、内宮に詣でた後、
中川経雅を訪れて物語、次いで外宮に参拝、その夜は明
星に泊る。(第十五丁一第十八丁)

十三日、朝いして日たかくなりておきいづ。きのふよ
りあしのけいたくおこりければ、のりもののにりて松

坂にかへる。暮ぬれば鈴の屋にまゐりて、万葉集かう
さくしたまふをきく。

十四日、此里の友だちこれかれとひきたり、物がたり
してくらしつ。よるは鈴の屋にまゐりて、祝詞式のは
じめのほととぎたまふをきく。これはおのれがために
とぎたまへるなり。翁の君は、つねにことしげくおは
するなかに、此頃はましてすこしのいとまもなきよし
なれど、高尚がせちにこふまゝに、よるよるはことこ
となくものをしへなどし玉ふは、おろかならぬ事なり
けり。おのれとし月に此大人をしたふ心いやませど、
もゝ重山へだてをれば、こゝろにまかせず。かゝせた
まへるものをだにいつきて、かべにかけてをがまん、と、
かねて思ひよりしことを、大平にかたりければ、此人
のいふやう、いとよき事あり。翁の君の六十のころの
みすがたを、そのかみある人の髪にうつせしを、又
うつしとりたるに、みづからうへに歌をかゝせたまへ
るがあり、といふに、いといとうれしく、とかくして
そのうつし髪をえたりき。としごろのねがひみちて、
これを明くれいつきて、みまへにさふらふこゝちせん
こと、うれしともうれしくなむ。

十五日、ふみ見てくらしつ。よるは鈴の屋にまゐる。
十六日、鈴の屋の大人の七十の賀の歌のまどゐあり。
所はしほ屋町といふに、三井高蔭のよしある家もたる
に、をりしも庭の花盛なれば、こゝにてこそとかく人
々のつどへるになん。おのれは十四日に此里をたちい
づべかりしを、此まどにもれんことのくちをしく
て、けふまでとゞまれるにぞありける。翁の君、太郎
の君ともにおはしつ。をしへをうくる人々三十人ばかり
なみりて、よめる歌どもいととおほければ、こゝ
にはしるしがたし、みなもらしつ。おのれがよみてた
てまつれるは、

かぎりなくいはふ心も言にいでのいへばなべての
ちとせよろづ世

さゞれ石のいはほとなるもかぎりあればなにゝよ
そへて君をいはん

盃あまたゝびめぐりて、みさかなには、何よけんかれ
よけん、とりいでならべたる、ちかき海べのあはび
さだをかさはらにもいはず、遠きさかひのめづらしき
ものどもゝおほかりけり。くれゆけば、花の木のまに
月さへ出て、いとゞおもしろく、たれもたれもゑひす
ゝみて、はてはてはされ歌どもよみあへり。月と花と
を見すてゝかへらんだにくちをしきことなるに、まし
てからにしきのたゝまくをしき友の円居なれど、あす
たち出んとおもへばこゝろあわだゝしく、何くれとも
のどもとりしたゝむることのあれば、大人にまかり申
して、ねよとのかねもきかすて、人々よりさきにかへ
りぬ。そのをり春庭のよみて出されたる歌、

いろ香しる君がゆく日をみよし野の花もまちてや
盛見すらん

いそかはしくて、かへし歌はえよまざりき。まことや
ことしげきにまぎれて、しるしおくれつ、大人のよみ
てたまへるうた、

さき出ん言葉の花ををりをりのたよりにみせよ道
とほくとも

十七日、阿保越といふ道より京にのぼるに、よきつい
でなれば」

と、吉野に花を尋ねようとして、折から途中まで同行を
申し出た同じ鈴屋門の青木安房を伴って、師宣長のいる
松坂を後にしたのである。

高尚にとって、実質的には十日に満たない松坂の逗留
ではあったが、鈴屋での講筈に列して親しく教えを受
け、且つまたゆくりなくも師翁の七十賀の雅会に際会同
席できたことは、²²⁾ 非常な感激であった。彼の昂揚した
気持は、上に抄出した節々からも読み取れるであろう
し、ここの箇所は『神の御蔭の日記』中でも、比較的
生彩に富むように思うのは、やはり我が田に水を引くと
の譏りを免れ得ないのであろうか。

6 結語 ——後記に代えて——

小稿について、実は締切日を控えて、止むなく浄書の
筆を進めていた段階で、思いがけず「遍照寺月次歌集」
の記事を発見することになった。あれこれ揣摩憶測を逞
しくして、自己流の脆弱な論理を操っていた矢先だけ
に、正直なところ自説を決定づけるこの発見は嬉しかっ
た。しかし一方、このまま稿をつぐことは、既にネタの
割れてしまった手品を続けるようなもので、到底耐え得
る作業ではない。だが提出期限は迫っている。そこで止
むなく、前半はそのままにして、後半即ち〔4〕以下を
新資料その他の報告ということで、急場の責を塞ぐこと
にした。正に木に竹をついだ所以である。

さもあれ、この小稿起筆の機縁を与えられた、庵途・
大久保両氏の学恩に対して、十分意を尽さぬまま撰筆し
たため、思わぬ非礼を犯したかを覆れる者である。両氏
のひたすらなる海怨を庶幾うばかりである。

〔付記〕 蔵書の閲覧について格別の便宜を与えられた
「本居宣長記念館」(山田勘蔵館長)に深謝申上げる。

〔注〕

- 1) 「本居宣長門人録」(吉川増補版全集首巻)によれば、天明五年の条に「備中、新見郷籠山村、土岐周輔、源建雄」とある。
- 2) 奥山宇七編「本居宣長翁書簡集」所収による。原書簡について、奥山宇七の注に「本書簡は井上通泰

氏の所蔵であったが、大正十二年の大震災の際焼失した。」とある。また井上通泰の印行した「南天荘絵葉書解説三」も稀覯に属する。

- 3) 筑摩版「本居宣長全集」第十八巻解説『源注答問』の項 (p. 52—p. 56)。
- 4) 昭和47年山梨大学教育学部研究報告 No. 23 所収の論文「教育における出会いの問題 ——宣長と高尚の場合——」
- 5) 天保六年冬跋(高尚)、天保十一年六月序(田中芳樹)、藤井高枝跋を付して、刊記「天保十一庚子、新刻」とある。草稿の成立は約三十年を遡る寛政十一年であろう。「国書総目録」では、成立を「寛政一〇」、版行を「天保一二版」とするが、前者は実際の旅行が寛政十一年のことであり、後者は架蔵本の刊記に上記の如くあれば、共に誤りである。
- 6) 「古今集新釈」(明治四十四年三月刊、歌書刊行会発行)所収、明治四十三年七月二十八日稿。のちに「南天荘雑筆」(昭和五年二月刊、春陽堂発行)に再録。両者殆ど異同を認めない。
- 7) 前掲「南天荘雑筆」に再録。これによる。
- 8) 〔注〕4、の論文。
- 9) 卷十六、386頁。「日本古典文学大系」の訓による。
- 10) 筑摩版「本居宣長全集」第十八巻、p. 398。『結びすてたる枕の草葉』所収。竜万呂の鈴屋入門は寛政元年、この長歌を詠出したのは寛政五年で、両者が八年会わなかったわけではない。
- 11) 筑摩版「本居宣長全集」第九巻、解説 p. 16 の一覧表による。
- 12) 同上〔注〕11 による。
- 13) 新出書簡。筑摩版全集書簡編に収録予定。
- 14) 〔注〕3、と同じ。
- 15) 「本居宣長記念館」蔵。
- 16) この遍照寺会での宣長の詠二首は、共に「石上稿」寛政五年の条に見えている。
- 17) 「南天荘雑筆」所収 (p. 246—p. 255) による。
- 18) 筑摩版「本居宣長全集」第十八巻所収。(p. 443)
- 19) 「藤井高尚と清水宣昭」(「国学者研究」昭和十九年六月刊、北海出版社発行)。p. 264
- 20) 「昭和四十六年春季展示品解説、鈴屋翁の歌道とその資料(山田勘蔵氏執筆)」(本居宣長記念館)に前半を紹介してある。(p. 12)
- 21) 「天保十一年庚子、新刻」という刊記をもつ、架蔵『神の御蔭の日記』による。句読点以外原文のままである。(下巻、第十三丁—第二十丁)
- 22) 宣長七十賀会については、大平の序文のある「鈴屋翁七十賀会集」(本居宣長記念館蔵)一冊がある。高尚の歌は三首あり、「君こそは神のこゝろをこゝろにて八百万代のよはひをも経ぬ」の一首は『日記』に載せていない。他の二首にも少異がある。